

グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン付属書1別表（グリーンリスト）に関する 意見募集における御意見の概要及び御意見に対する考え方について

令和7年9月2日から同年10月15日までに実施したグリーンリストに関する意見募集に寄せられた御意見の概要とそれに対する考え方は以下のとおり。

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	—	<p>現状の指標は各社独自の算定に依存しており、比較可能性・透明性に欠ける。国際的に広く使用される ecoinvent 等のデータベースを活用し、重量・輸送距離・排出原単位を組み合わせた算定方式を明記する必要がある。</p> <p>川下事業を含めた評価基準を設けなければ、誤った排出量算定や逆効果のリスクも生じかねない。透明性ある基準設定と、定量的かつ国際的に通用する指標整備が不可欠である。</p>	<p>御指摘を踏まえ、国内の発行事例や各種計画・戦略に加え、国際的に広く活用されているフレームワーク等についても調査を行い、これを踏まえて今後対応を検討いたします。</p> <p>また、バリューチェーンの川下の取組を評価する指標や資源循環分野における小分類・指標の記載の拡充についても引き続き検討してまいります。</p>

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	—	ICMA からブルーやネイチャーに関する実務者ガイドが出てきている。グリーンの中にそれらは含まれるものの、テーマ別ガイドの位置づけなどをグリーンリストの注釈に追加してみてもどうか。	<p>本リストでは ICMA が策定する文献以外にも幅広い文献を参考にしています。そのため、個々の文献の位置づけなどを記述することはいたしません。グリーンリストはあくまで例示のリストであり、環境省として必ずしも記載された資金使途等を求めるものではありません。グリーンプロジェクトの性質に応じて、国際的な文献も適宜ご参考ください。</p> <p>なお、ご指摘の「BONDS TO FINANCE THE SUSTAINABLE BLUE ECONOMY A PRACTITIONER'S GUIDE(2023)」や「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide(2025)」等についてはワーキンググループにおいても参照し議論を行いました。これまでのワーキンググループにおける議論については、環境省 HP (https://www.env.go.jp/policy/greenbond/gb/conf/conf_r31216.html) をご参考ください。</p>
3	—	注釈にグリーンイネープリングプロジェクト (GEP) との関係性についても追加してみてもどうか。	御指摘を踏まえ、グリーンリスト冒頭の注意事項④に GEP について説明する内容を追記いたします。

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	—	<p>環境に対し一定のインパクトのあるプロジェクトへの投資を促すために、プロジェクトについて定量的な閾値を示してはどうか。</p> <p>(例) 再生可能エネルギー利用率や、再生可能資源の使用割合に下限を設ける等、グリーンビルディングの環境認証制度の許容されるレベル等</p>	<p>グリーン性の評価を行うための定量的な閾値については、本グリーンリストにおいて明記することはしないものの、当該技術の開発・実証動向や国内の関連する制度や基準等の情報収集を行い、参考となるような情報提供の仕方について今後検討してまいります。</p>
5	—	<p>グリーンリストの「ネガティブな環境効果」について、放射性廃棄物や、放射能事故時のリスクなど非常時の環境破壊が含まれていない。環境汚染のおそれがある原子力施設などがグリーン事業に含まれない様にすべきである。</p>	<p>本リストは ICMA が策定するグリーンボンド原則のグリーンプロジェクトのカテゴリー（大分類）に基づく詳細化を行うことを目的としているため、現時点において ICMA の大分類に記載がない原子力関連は扱っておりません。なお、資金調達者がグリーンボンド及びグリーンローンの資金使途となるプロジェクトを検討する際は、ネガティブな環境効果も十分考慮の上、プロジェクトを選定する必要があります。</p>
6	—	<p>環境負荷の評価は、カーボンクレジットの購入などを含まない、事業単体の純然たる排出量で評価すべきである。</p>	<p>本リストにおける環境改善効果とは、小分類に記載のグリーンプロジェクトによって創出されるものを指します。</p> <p>環境改善効果を算出する際の具体的な指標として「CO₂排出量の削減量 (t-CO₂)」等を検討される際にも、グリーンプロジェクト単位で評価いただくようお願いいたします。</p>

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	—	<p>評価指標に、SDGs の指針も含めるべきである。具体的には第 16 項（平和と公正）で挙げられている、軍事などの社会的な影響で環境悪化を招く事業も、ネガティブ要素として明記すべきである。</p> <p>また、汚職については企業が行っている政治献金（賄賂）の額は、そのままネガティブ評価としてよいのではないか。</p>	<p>「ネガティブな環境効果」の欄では、小分類に記載の事業を実施することによって発生しうるネガティブな環境効果を例示しております。また、グリーンリストはあくまで例示のリストであり、ネガティブな効果については付属書 1 の判断指針やグリーンリスト冒頭の注も参照の上、プロジェクトの性質に応じて判断いただくようお願いいたします。</p>
8	—	<p>149 ページの「（※認証制度は、認証を取得した事業等が絶対的にグリーンであることの証明ではないので、留意が必要）」については表現がわかりにくく、「（※認証制度は、環境への影響、環境性能のみを評価対象としていない場合もあるので、留意が必要）」としてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「（※認証制度は、環境への影響、環境性能のみを評価対象としていない場合もあるので、留意が必要）」と修正いたします。</p>
9	—	<p>環境保護を推進するなら原子力発電所を全て廃炉にして AI の為のデータセンター設立を止めるべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に直接関係しない御意見ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	大分類1 「再生可能エネルギーに関する事業」	<p>【内容】小分類1-1「バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）」を「バイオマス（ライフサイクルGHG基準および持続可能性基準を満たす認証済み燃料、または廃棄物・残渣由来のバイオマス燃料を使用するものに限る。）」に修正すべきである。</p> <p>【理由】日本のバイオマス発電のFIT/FIP制度で「ライフサイクルGHG基準」を満たすものも要件としていることを踏まえ、持続可能性基準とライフサイクルGHG基準を併記することを提案する。</p>	<p>グリーンリストはあくまで例示のリストですので、持続可能性やライフサイクルGHGについての具体的な記載はいたしません。プロジェクトとしての適格性は付属書1の判断指針やグリーンリスト冒頭の注も参照の上、プロジェクトの性質に応じて判断いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、環境省では、LCAの観点から再エネ発電事業の評価を行うことを想定した「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を策定・公表しておりますので必要に応じてご活用ください。</p>
11	大分類1	<p>【内容】グリーンやブルー水素・アンモニア発電について、他クリーンなエネルギーによる発電等や関連したインフラ設備等も追記してはどうか。</p> <p>【理由】水素やアンモニアのR&D、実証は環境配慮製品にあるものの、利用の部分は記載がない。一方、水素製造時にはGHG排出もあるため、その他クリーンなエネルギーによる発電等を追記して、グリーンやブルー水素・アンモニア発電が明確に読み込めるようにしてはどうか。上記に関連したインフラ設備についても読み込めるようにすべきと考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ、国内の発行事例や各種計画・戦略等の調査を行い、引き続きの検討課題とさせていただきます。</p>

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	大分類 1	再生可能、省エネルギー、持続可能とは、すべてにおいて自然の力を使うことに他ならない。太陽光を利用するなら太陽光で温めた蒸気を使うべきで風力、水力、潮力などならそのままタービンを回す力に変換すべきである。 さらには、こういった自然エネルギーはひとり人だけが利用できれば良いということではなく、あらゆる動植物すべてがそれぞれの範囲に於いて利用すべきものである。	いただいた御意見は、本件意見募集に直接関係しない御意見ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	大分類 2 「省エネルギーに関する事業」	小分類 2-1 について、ZEH・ZEB が書かれているところ、新たに「GX ZEH」及び「GX ZEH-M」等が始まるため「ZEH・ZEB の今後の変更も含む」として、幅広くとらえられるようにしてはどうか。	御指摘を踏まえ、大分類 2 の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として「GX ZEH、GX ZEH-M」を追記いたします。なお、小分類 2-1 については他の小分類と記載の粒度を揃えるため、ZEH・ZEB 等の名称を削除いたします。
14	大分類 3 「汚染の防止と管理に関する事業」	【内容】大分類 3「汚染の防止と管理に関する事業」の小分類として、「温室効果ガスの排出を抑制する設備、製品の導入」を追加してはどうか。 【理由】ICMA 原則およびグリーンリスト大分類の通り、「温室効果ガスの排出抑制」は汚染の防止と管理に関する事業のテーマのひとつとなっている。	「温室効果ガスの排出を抑制する設備、製品の導入」に資する取組を大分類 1、2、6、小分類 9-2 に記載しておりますが、わかりやすい記載方法については今後も検討させていただきます。

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	大分類 4 「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」	<p>【内容】小分類 4-1「持続可能な農業（有機農業等の環境保全型農業、点滴灌漑等）に関する事業」の環境改善効果を算出する際の具体的な指標について、「環境負荷低減活動に取り組む農地の面積（ha）、環境負荷低減活動の取組による農産物の収穫量（t）」の例示として、「みどりの食料システム法に基づく認定を受ける計画」等に加えて「GAP 認証（Global GAP、JGAP 等）」も追加してはどうか。</p> <p>【理由】GAP 認証には、環境負荷低減（環境保全）を考慮した農業生産工程管理が観点として含まれており、持続可能な農業に資する認証と考えている。</p>	御指摘を踏まえ、付属書 1 参考資料「環境認証・認定・ラベル表示制度等」に「GAP 認証制度」を追記いたします。なお、認証の有無に関わらず、プロジェクトとしての適格性は付属書 1 の判断指針やグリーンリスト冒頭の注意事項も参照の上、プロジェクトの性質に応じて判断いただく必要があります。

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	大分類 4	<p>【内容】小分類 4-3 「持続可能な森林経営に関する事業」の環境改善効果を算出する際の具体的な指標として、「持続可能な森林経営を民間機関が認証する森林認証（FSC 認証、SGEC/PEFC 認証）を取得した木材調達量」を追加してはどうか。</p> <p>【理由】2024 年に林野庁にて建築物への木材利用に係る評価ガイドンスが公表され、木材を用いた建築プロジェクトが増加している。持続可能な森林経営を促進するには供給者だけでなく需要者の取組みも欠かせないと考えており、需要者側からの指標として提案する。</p>	<p>御意見を踏まえ、木材の需要者側が利用できる指標として、小分類 10-1 の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」に「持続可能な森林から産出された木材（森林認証（FSC 認証、SGEC/PEFC 認証）を取得した森林から産出された木材、又は、クリーンウッド法に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できる木材）の調達量（t）や割合（%）」を追記いたします。なお、林野庁「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」を参考に、「クリーンウッド法に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できる木材」を指標の例として書き加えております。</p>
17	大分類 5 「生物多様性保全に関する事業」	<p>【内容】小分類 5-1 「都市生態系：都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水辺空間の創出等（グリーンインフラに関する取組を含む。）」に対応する環境改善効果を算出する際の具体的な指標として、「緑地面積の増加」を記載してはどうか。</p> <p>【背景】都市部の不動産開発において単なる建物の開発のみならずそれに付随する周辺緑地等の整備を実施している事例もある。ABINC 認証等を取得していないケースも想定しても良いのではないかと。</p>	<p>小分類 4-4 の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として、「事業実施前後での都市の緑地、親水空間の面積の変化（㎡）」を記載しております。そのため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
18	大分類 6 「クリーンな運輸に関する事業」	<p>【内容】小分類 6-1 について、「内航海運におけるハイブリッド船の製造・導入」を削除してはどうか。</p> <p>【理由】化石燃料が使用され、トランジションアセットとしての分類事例もあるハイブリッド船をグリーンリストで明示するのはウォッシュリスクに繋がるのではないかと考えている。各種タクソミーを踏まえたグリーンとトランジションについて再整理の上、記載を再考した方が良い。</p>	<p>グリーンリストはあくまで例示のリストであり、プロジェクトとしての適格性は付属書 1 の判断指針やグリーンリスト冒頭の注も参照の上、プロジェクトの性質に応じて判断いただく必要があります。内航海運のハイブリッド船の導入についても同様の対応が必要であることは変わらないため、原案のとおりとさせていただきます。なおプロジェクトの内容に応じてクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針も併せてご参照ください。</p>
19	大分類 6	<p>【内容】小分類 6-4 「パークアンドライド、カーシェアリング等のための施設を整備する事業」の環境改善効果を算出する際の具体的な指標として、「施設数・収容能力・利用率（稼働率）」といった事業者が直接把握できる指標を追加してはどうか。</p> <p>【理由】整備距離だけでは、実際にどれだけ施設が利用されているのかを測れない。事業者が管理可能な指標で環境改善効果をより具体的に示せるとよい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、小分類 6-1 から 6-4 の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」に「整備した施設数（箇所）、施設の収容能力（台）、施設の利用率・稼働率（%）」を追記いたします。</p>

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	大分類7 「持続可能な水資源管理に関する事業」	<p>【内容】小分類7-3「清浄な水や飲用水の確保のためのインフラに関する事業（上水道の整備や海水を淡水化する事業を含む。）」の環境改善効果を算出する際の具体的な指標として、「受益者数」だけでなく、「供給量（m³/年）や供給安定性（給水制限日数の削減など）」も追加してはどうか。</p> <p>【理由】水資源関連の効果を「受益者数」で表すのは実務上困難なケースも多い。社会的便益をより正確に示すために、供給量や安定性も指標として追加すべきだと考える。</p>	御指摘を踏まえ、小分類7-3の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」に「供給量（m ³ /年）や供給安定性（例：給水制限日数の削減（日）等）」を追記いたします。
21	大分類7	<p>【内容】小分類7-4「都市排水システムに関する事業（下水システムの整備、下水汚泥管理、汚染物質の流出を防ぐ都市排水システムを含む。）」の環境改善効果を算出する際の具体的な指標について、以下の通りに記載を分けてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により削減された水質汚濁物質（有害物質（カドミウム等））の公共用水域等への排出量（t） ・事業実施により削減された排水の化学的酸素要求量（COD）または生物化学的酸素要求量（BOD） <p>【理由】理由：COD、BODは水質指標であり、水質汚濁物質ではないため。</p>	御指摘のとおり、COD、BODは水質指標であり、水質汚濁物質ではありません。小分類7-4の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」は、「事業実施により削減された水質汚濁物質（有害物質（カドミウム等））の公共用水域等への排出量（t）」と「事業実施により削減された排水の化学的酸素要求量（COD）または生物化学的酸素要求量（BOD）」に分けて記載いたします。併せて、小分類3-2の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」の記載も同様に修正いたします。

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
22	大分類 8 「気候変動に対する適応に関する事業」	<p>【内容】小分類 8-5「冷房・除湿器の導入」の環境改善効果を算出する際の具体的な指標として「空調機器の設置率」が挙げられているが、「設置数」も追加してはどうか。</p> <p>【背景】必ずしも「率」でレポートできないことも考えられるため。</p>	<p>グリーンリストは例示のリストであり、環境省として必ずしも記載された指標を求めるものではありません。設置台数等を把握できない場合の効果を測定する指標として、「空調機器の設置率 (%)」を例示しております。プロジェクトの内容・状況に応じて適切な指標でレポートの実施をお願いいたします。</p>
23	大分類 8	<p>【内容】小分類 8-6「産業・経済活動：事業所における気象災害対策や気候リスクの高いエリアからの移転、暑熱対策、原材料の安定確保に係る取組等、事業の持続可能性を確保するための事業 等」の環境改善効果を算出する際の具体的な指標として、「従業員等の熱中症対策コスト (円)」の代わりに「従業員等の熱中症罹患件数の減少 (件)」、「従業員等の熱中症治療コストの減少 (円)」等を検討してはどうか。</p> <p>【理由】「従業員等の熱中症対策コスト (円)」は指標として高い方が望ましいのか、低い方が望ましいのか判断としない。充当プロジェクトの実施により、得られた効果を指標とすべきと考える。</p>	<p>御指摘を踏まえ、小分類 8-6 の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として、「従業員等の熱中症対策コスト (円)」を「従業員等の熱中症罹患件数の減少 (件)」へ修正いたします。なお、「熱中症治療コストの減少 (円)」では事業者の取組を適切に反映できない可能性もあるため、記載を見送らせていただきました。</p>

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	大分類9 「循環経済 に対応した 製品、製造 技術・プロ セス、環境 配慮製品に 関する事 業」	製造業が対象となる大分類9「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」において「削減貢献量」を「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」に含めるべきと考える。	御指摘を踏まえ、小分類9-1において「温室効果ガス排出の削減貢献量 (t-CO ₂)」を「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として追記いたします。併せて、製造業が対象となる「削減実績量 (t-CO ₂ /t)」も追記いたします。
25	大分類9	<p>【内容】小分類9-2のゼロエミッション船等が技術経済的に代替可能であるのかについて、留意等を追記してみてもどうか。</p> <p>【理由】内航海運のハイブリッド船について、EUタクソノミーでは2026年以降に実現不可能な場合に閾値設定がされている。</p>	御指摘を踏まえ、国内外の発行事例や文献について調査を行い、今後対応を検討いたします。なお、グリーンリストはあくまで例示のリストであり、グリーンプロジェクトとしての適格性は付属書1の判断指針やグリーンリスト冒頭の注意事項も参照の上、プロジェクトの性質に応じて判断いただくようお願いいたします。

No.	大分類	御意見の概要	御意見に対する考え方
26	大分類 9	<p>【内容】小分類 9-2 の環境改善効果を算出する際の具体的な指標として、大分類 3 も明示してはどうか。</p> <p>【理由】多排出産業である化学セクターの GHG 排出量削減の主な一つとして、経産省の「『トランジションファイナンス』に関する化学分野における技術ロードマップ」において、原料循環（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）が示されている。本セクターにおいては廃棄物削減と同等以上に GHG 削減の観点をもってリサイクルに取り組んでいると認識している。</p>	<p>小分類 9-2 では、SAF（持続可能な航空燃料）等の廃棄物に関連するプロジェクトを例示しており、大分類 3 の指標も参考にできるものと考えられます。御指摘も踏まえ、小分類 9-2 の「環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」として、「大分類 3」を追記いたします。</p>
27	大分類 10 「グリーンビルディングに関する事業」	<p>大分類 10「グリーンビルディング」において「エンボディドカーボンを削減する取組」も含めることをご検討すべきである。</p>	<p>小分類 10-1 において、「ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減」と示しており、エンボディドカーボンを削減する取組みも含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>